

糸魚川市立 糸魚川東保育園

運 営 法 人 募 集 要 項

糸魚川市では、保育サービスの質の向上と多様なニーズへの対応を目的として、糸魚川市立糸魚川東保育園を民営化するため、当該保育所の保育内容、保育環境等を引き継ぐ法人を募集します。

令和 7 年 8 月

糸 魚 川 市

目 次

1	募集施設の概要	1
2	民営化開始予定日	1
3	申請資格	1
4	公私連携型保育所の設備及び運営に関する協定書の締結	2
5	運営に関する事項	3
6	スケジュール	6
7	申請手続等について	5
8	運営法人の審査、決定方法	8
9	選定結果の通知	8
10	運営法人決定の取り消し及び決定後の辞退	8
11	引継ぎ保育について	9

別紙 1	施設概要	10
別紙 2	糸魚川市立糸魚川東保育園 公私連携保育法人審査基準	13
別紙 3	糸魚川東保育園 引継ぎ保育等仕様書	15

(別冊)

資料 1	糸魚川東保育園 運営仕様書
資料 2	協定書 (案)
資料 3	糸魚川東保育園保育課程 (令和 7 年度)
資料 4	糸魚川東保育園行事予定表 (令和 7 年度)
資料 5	糸魚川東保育園 保育園のしおり (令和 7 年度)
資料 6	施設位置図、敷地図、施設平面図
資料 7	設備、備品等一覧表

様式 1	参加希望申請書
様式 2	質疑書
様式 3	運営申込申請書
様式 4	提案書

1 募集施設の概要

(1) 名称及び所在地

ア 名 称 糸魚川東保育園

イ 所在地 糸魚川市東寺町二丁目4番2号

(ア) 敷地面積 3,268 m² ※保育所届出上の面積

(イ) 延床面積 1,311.20 m²

(ウ) 建築面積 1,382.31 m²

ウ 構 造 木造平屋建て

エ 定 員 140 人

0 歳児 クラス	1 歳児 クラス	2 歳児 クラス	3 歳児 クラス	4 歳児 クラス	5 歳児 クラス	合計
12 人	18 人	20 人	30 人	30 人	30 人	140 人

2 民営化開始予定日

令和9年4月1日

※ 開園日を早める協議は可能

※ 開園日までに本市を經由し、新潟県に届出書を届け出ること

※ 公私連携型保育所は、児童福祉法第 56 条の 8 に規定されている制度です。今回の運営に関しては本制度による保育所の設置を目指します。

3 申請資格

次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 学校法人、社会福祉法人又は営利法人のうち、糸魚川市内に当該法人の事務所があり、次のいずれかの施設を現に運営している法人

ア 認可幼稚園

イ 認可保育所

ウ 認定こども園

ただし、次のいずれかに該当する者は除外します。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されている者

イ 参加申込書提出時点で、市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている者

ウ 会社更生法及び民事再生法に基づく更生・再生手続き中の者

エ 市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員に該当する者

オ 国税及び地方税を滞納している者

- (2) 本要項に定めるもののほか、社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、消防法、新潟県が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、その他の関係法令及び通知等を遵守して公私連携型保育所を運営できるとして、市が指定する者。

4 公私連携型保育所の設備及び運営に関する協定書の締結

運営法人として決定された法人は、児童福祉法第 56 条の 8 第 2 項の規定に基づき本市と公私連携型保育所の設備及び運営に関する協定（以下、「協定」という。）を締結し、公私連携保育法人として指定されます。

(1) 協定期間

令和 9 年 4 月 1 日 から 令和 15 年 3 月 31 日 まで（6 年間）

※ 協定期間満了後（令和 15 年度以降）の協定更新は、両方で協議します。

(2) 協定内容

児童福祉法第 56 条の 8 第 2 項の規定に基づき、次に掲げる内容を締結します。

- ① 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地
- ② 公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項
- ③ 本市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項

(3) 保育等に関する基本的事項

- ・原則として民営化後 3 年間は従来の運営方法で保育を実施することとします。ただし、保護者等の負担軽減につながる保育サービスは、市と保護者と運営法人で構成する 3 者協議にて承諾があった場合に実施することができるものとします。
- ・保育の内容は、資料 3 系魚川東保育園保育課程（令和 7 年度）を基本とし、より良いものに変えていくこと。
- ・定員は、申請時点における在園児数及び新規に入園が見込まれる児童数を考慮し、これを超える提案についても可能としますが、下の年齢児より少ない定員数を上の年齢児で設定しないこと。
- ・一定数の障がい児の受入れが可能な体制とし、本市から要請があった場合は速やかに受入れてください。
- ・医療的ケアが必要な児童についても、本市と協議の上、可能な場合は受入れること。

(4) 設備の貸付け、譲渡について

- ・施設内の備品及び建物は、譲渡する。
- ・土地は、運営法人の意向により貸付又は譲渡を検討する。

ア 土地の貸付の場合

- ・契約締結予定時期：令和 9 年 3 月頃
- ・貸付期間：令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
 - ※双方からの申し出がなければ、貸付期間を 1 年ごとに自動更新します。
 - ※運営法人の希望により、有償にて土地の譲渡を検討します。

・貸 付 料 ：無償

イ 土地の譲渡の場合

- ・譲渡予定日 ：令和 9 年 3 月まで
- ・譲 渡 額 ：有償又は無償

(5) 指定の取消

公私連携型保育所の運営及び施設の維持管理等を適正に行うため、次のいずれかに該当した場合には協定期間中においても協定を解除し、公私連携保育法人の指定を取り消すことがありますのでご注意ください。

- ① 本市の了承を得ずに、保育等を第三者に委託し、又は請け負わせた場合
- ② 本市の了承を得ずに、公私連携保育法人が公私連携型保育所の用地及び建築物を協定に定める保育、その他の事業以外の用途に供した場合
- ③ 本市の了承を得ずに、公私連携保育法人が公私連携型保育所の用地及び建築物の形状を変更した場合
- ④ 園舎を第三者に貸付け、又は譲渡した場合
- ⑤ 本市の了承を得ずに、公私連携保育法人が公私連携型保育所の用地に建築物を建築し、又は工作物を設置した場合
- ⑥ 公私連携保育法人としての地位、事業、債権その他の権利を譲渡し、又は放棄した場合
- ⑦ 正当な理由なく協定内容に従った保育等を行っておらず、本市が行う指導、指示又は勧告に従わない場合
- ⑧ その他、協定に反する行為、不履行その他背信となる行為を行ったと本市が判断した場合

(6) 協定内容の履行確認について

公私連携型保育所の運営及び施設の維持管理等を適正に行うため、本市が協定内容の履行確認を行います。

なお、履行確認の結果、正当な理由なく協定内容に従って保育等を行っていないと本市が認めた場合は勧告の対象となります。

5 運営に関する事項

運営に関する事項は以下の(1)から(3)までに定めるものとしますが、これらの事項に加え、申請時の提案に基づき公私連携型保育所を運営することとします。

なお、本要項において定めのない事項については本市と協議することとします。

(1) 法令等の遵守

以下の法令等を遵守するものとします。

- ・ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- ・ 児童福祉法
- ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・ 国の示す保育所保育指針（平成 29 年告示第 117 号）
- ・ 新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年新潟県条例第 46 号）
- ・ 糸魚川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条

例（平成 26 年糸魚川市条例第 35 号）

- ・ 本募集要項
- ・ 資料 1 糸魚川東保育園 運営仕様書
- ・ 資料 2 協定書
- ・ 別紙 3 糸魚川市立糸魚川東保育園 引継ぎ保育仕様書（案）
- ・ 上記のほか、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、消防法、その他の関係法令及び通知等

(2) 運営に関する要件

運営に関する要件は、資料 1 糸魚川東保育園 運営仕様書によるものとします。なお、申請書類等において記載する職員の保育実務経験年数を算出する際の基準日は、令和 7 年 4 月 1 日とします。

※ 「保育実務経験」とは、実際に認可保育所等（認可保育所、公私連携型保育所、公立保育園又は認定こども園（幼稚園型認定こども園 及び 地方裁量型認定こども園を除く。））において保育に従事したことをいう。

(3) 運営費に対する委託費・補助金（予算については議会の議決が前提となります）

ア 大規模修繕に対する補助金

園舎の大規模修繕等の整備に係る補助金については、「糸魚川市私立保育所等施設整備費補助金交付要綱」に基づき交付を予定しています。

※ 国の定める就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱の内容等が改定された場合は、補助内容等に変更が生じる場合があります。

イ 運営費に対する委託費・補助金

運営費は、子ども・子育て支援法附則第 6 条第 1 項に基づく委託費です。

その他の補助金は、「糸魚川市私立保育所運営費補助金交付要綱」、「糸魚川市私立保育所等一時保育事業補助金交付要綱」、「糸魚川市私立保育所延長保育事業補助金交付要綱」及び「糸魚川市障害児等保育事業実施要綱」等をご確認ください。

※ 国の定める公定価格の内容等が改定された場合は、委託費の加算又は補助内容等に変更が生じる場合があります。

ウ 引継ぎ保育に対する委託料

「糸魚川市立糸魚川東保育園引継ぎ保育仕様書（案）」に定める業務内容に対し、委託料又は補助金等の支出を予定しています。

6 スケジュール

内 容	期日及び期間
募集要項の公表	令和7年8月中旬
質疑受付	令和7年8月20日(水)から令和7年9月3日(水)まで
現地説明会	令和7年8月29日(金)
質疑回答	令和7年9月8日(月)
参加希望申請	令和7年9月12日(金) まで
運営申込申請	令和7年9月30日(火) まで
現地視察審査	令和7年10月中旬 ※別途連絡
審 査 会	令和7年10月23日(木) プレゼンテーション 10分程度 ヒアリング審査 60分程度
選定結果通知	令和7年11月上旬

7 申請手続等について

(1) 募集要項の公表

- ・掲載期間 令和7年8月中旬から
- ・掲載方法 糸魚川市ホームページに掲載します。郵送、メール等による配布は行いません。

(2) 質疑受付及び回答

- ・質疑対象となる者 申請資格を有し、参加表明を予定している者
- ・受付期間 令和7年8月20日 9時 ～ 令和7年9月3日 17時
- ・提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、様式2質疑書に入力の上、電子メールに添付して提出し、提出先にメール着信の確認の電話を入れること。
- ・回 答 回答は、市のホームページにおいて随時行います。
- ・提出先 糸魚川市教育委員会事務局こども課 子育て支援係
電話 025-552-1511(代表)

(3) 説明会、現地確認

参加希望申請を予定している方を対象に当該園の募集内容の説明及び現地確認会を行います。

- ・実施期日 令和7年8月29日
- ・時 間 (説 明 会) 9時30分から10時15分まで
(現地確認) 10時30分から12時まで
- ・会 場 (説 明 会) 糸魚川市民会館3階会議室
(現地確認) 糸魚川東保育園
- ・申 込 8月27日までに電話等でお申し込みください。
- ・申 込 先 糸魚川市教育委員会事務局こども課 子育て支援係
電話 025-552-1511(代表)

(4) 参加希望申請

本事業への参加を希望する応募者は、参加希望申請書を提出してください。

- ・受付期間 令和7年9月4日から令和7年9月12日まで
- ・提出方法 様式1の参加希望申請書に入力の上、持参ください。

なお、書類を持参する際は提出に際しては、必ず電話予約（午前9時から午後5時まで）の上、ご来庁ください。郵送・FAX・電子データによる提出は受けません。

- ・提出先 糸魚川市教育委員会事務局こども課 子育て支援係
電話 025-552-1511(代表)
- ・提出書類 様式1 参加希望申請書
ほか添付資料

(5) 運営申込申請

提出書類を全て揃えて、受付期間内にご提出ください。書類提出時に記載内容等を確認します。書類に不備がある場合には受付できません。軽微なものはその場で修正等ができるよう準備をお願いします。

○受付期間 令和7年9月26日から令和7年9月30日まで

○提出方法 持参による。

なお、書類を持参する際は提出に際しては、必ず電話予約（午前9時から午後5時まで）の上、ご来庁ください。郵送・FAX・電子データによる提出は受けません。

○提出先 糸魚川市教育委員会事務局こども課 子育て支援係
電話 025-552-1511(代表)

○提出書類

書 類 等	部数	備考
様式3 運営申込申請書	15部	
様式4 提案書	15部	

○その他

- ・本市が必要と認めるときは、提出書類の修補や、追加書類の提出を求めることがあります。
- ・本市が提供する資料について、申請目的以外で使用することを禁じます。また、上記の目的範囲内であっても、第三者に対して本市の了承を得ることなく内容を提示、又はこれを使用させることを禁じます。

(6) 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 申請に係る提出書類に故意に基づく虚偽や不備があった場合
- ② 公私連携型保育所における各協定の締結を拒んだ場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- ④ 過去3ヵ年の間に実施された、申請法人が運営する児童福祉施設、認可外保育施設及び申請法人の本部等に対する社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、建築基準法、消防法、地方公共団体が定める基準又は要綱その他の関係法令及び通知等（以下、「関係法令」という。）に基づく報告、質問、立入検査又は調査等（以下、「監査」という。）（過去3ヵ年の間に監査の実施実績がない場合は直近に実施された監査）の結果、監査実施機関から受けた指示、勧告又は命令等に従わなかった等の事案から、関係法令を遵守して公私連携型保育所を設置・運営することができない恐れがあると認められる場合
- ⑤ 財務状況及び経営状況において、安定的な運営が行えないと認められる場合
- ⑥ 民事再生法、破産法の適用を受け、申請者に財産的能力がなくなったと認められた場合
- ⑦ 刑事事件その他の不祥事により、申請者の信用が失墜したと認められた場合
- ⑧ 次のいずれかに該当する場合
 - ア 申請者又は申請法人の役員等（役員、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者。以下、「役員等」という。）が暴力団、暴力団員等、又は暴力団及び暴力団員等並びに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）であると認められる場合又は暴力団若しくは暴力団員等が申請者の事業経営に実質的に関与していると認められる場合
 - イ 申請者又は申請者の役員等が、自己、自社・法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められる場合
 - ウ 申請者又は申請者の役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
 - エ 申請者又は申請者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- ⑨ その他本要項及び関係法令に違反すると認められた場合

(7) 運営申込申請後の辞退

参加資格の確認を受けた応募者が、応募を辞退する場合は、提案書類提出期限までに、応募辞退届を持参により市に提出すること。

なお、応募を辞退した場合に、今後、市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

(8) 現地視察審査

視察を行う施設については、原則、事前協議提出書類の認可保育所等としますが、他に適当と認められる施設がある場合は、協議の上変更となる可能性があります。

なお、視察について、日程等の関係上実施することが難しい場合には、視察に代わる方法をとることがあります。

8 運営法人の審査、決定方法

申請法人からの提案に対し、公私連携型保育法人審査会（以下、「審査会」という。）を開催し、書類審査及び各審査員からのヒアリング並びに申請法人が運営する認可保育所等の視察による評価を行います。

審査会では、申請書の内容を明確かつ簡潔に 10 分程度でプレゼンテーションしていただき、終了後、各審査員 1 人あたり 10 分程度のヒアリングを実施します。

◎審査方法

評価及び運営法人の選定は次のとおり実施します。

なお、選定後の辞退は原則として認めません。

- (1) 別紙 2「糸魚川東保育園公私連携保育法人審査基準」（以下、「審査基準表」という。）に基づき審査します。
- (2) 審査会における審査点数（審査員全員の平均点で小数第 2 位未満は切り捨て）が一番高い法人を選定し、糸魚川市長が決定します。
- (3) 総合計点が同一の場合、審査基準表における「運営に関する事項」の点数が高い方を高順位者とする。「運営に関する事項」の点数が同一の場合、「教育、保育内容に関する事項」の点数が高い方を高順位者とします。
- (4) 本市は、第一順位者と公私連携型保育所の運営に関する協議を行う。この場合において、第一順位者と協議が成立しないときは、第二順位者と協議を行うものとする。

9 選定結果の通知

結果通知は申請法人全員（運営申込申請後に辞退した申請法人及び審査会を欠席した申請法人を除く。）に対し、令和 7 年 11 月上旬に文書で通知します。

審査による最も高い順位者と公私連携型保育所の運営に関する協議を行います。第一順位者と協議が成立しないときは、第二順位者と協議を行います。

審査結果は糸魚川市ホームページで公表します。

10 運営法人決定の取り消し及び決定後の辞退

(1) 運営法人決定の取り消し

運営法人の決定後であっても、「7(6)失格要件」に該当したと認められるとき、又はその他の本要項、申請内容及び関係法令等に基づいた公私連携型保育所の運営が行えないと判断されるときは、当該決定を取り消すことがあります。

また、決定の取り消しにより本市に不利益が生じた場合、損害賠償を請求することがあります。なお、決定の取り消しまでにかかった費用については、運営法人の負担とします。

(2) 運営法人決定後の辞退

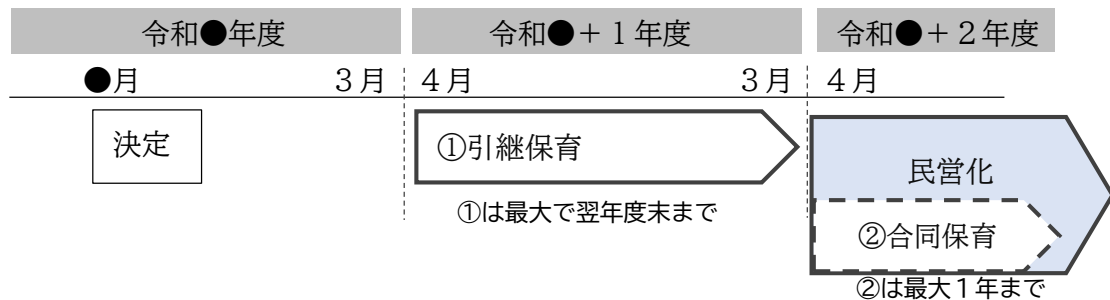
運営法人決定後の辞退は原則として認めません。やむを得ない事情がある場合であっても、本市の合意がなければ運営法人の決定を取り消せません。

また、決定後の辞退により本市に不利益が生じた場合、損害賠償を請求することがあります。なお、決定後の辞退までにかかった費用については、運営法人の負担とします。

11 引継ぎ保育について

- ・引継ぎ保育は、市が主体となって、業務を引き継ぐ公私連携保育法人（以下「引継法人」という。）の希望を聞きつつ引継期間を設け、民営化決定の翌年度の1年間を最大期間として実施します。引継ぎのために派遣される引継法人の保育士給与等は公定価格等に準じて市の負担を検討します。
- ・合同保育は、引継保育終了後に引継ぎ法人が主体となり、必要に応じて、市の保育士等が助言できる体制のもとで行う保育で、1年間を最大期間として実施します。
- ・引継ぎ保育実施の前に、別紙3糸魚川東保育園引継ぎ保育等仕様書に基づき、両者協議のうえ協定を締結する。

（引継、合同保育のイメージ）



①引継保育 運営主体は市で、民間法人保育士が引継ぎのための保育等を実施

②合同保育 運営主体は民間法人で、市保育士等が合同で保育等を実施。

12 お問い合わせ先

〒941-8501

新潟県糸魚川市一の宮一丁目2番5号 糸魚川市役所内

糸魚川市教育委員会事務局 こども課 子育て支援係

TEL：025-552-1511 FAX025-552-8292

メール：kodomo@city.itoigawa.lg.jp

別紙1 施設概要

(令和7年4月1日現在)

施設種類	保育所			
施設名称	糸魚川市立糸魚川東保育園			
所在地	糸魚川市東寺町二丁目4番2号			
開園年月日	平成7年4月1日			
利用定員 (140人)	3号認定			
	0歳児	1歳児	2歳児	計
	12人	18人	20人	50人
	2号認定			
	3歳児	4歳児	5歳児	計
	30人	30人	30人	90人
運営方針等	①保育目標 ひとみかがやく子ども 思いやりのある子、夢中で遊ぶ子、元気な子 ②重点目標 好奇心にあふれ、知りたがりにやりたがりな毎日にひとみかがやかせる子 ～ 子ども本来の姿を乳幼児期に ～ (資料3 糸魚川東保育園保育課程(令和7年度))			
主な行事	・毎月 誕生会、身体測定、避難訓練 ・季節 入園式卒園式、親子遠足、運動会、生活発表会、保育参観、個別懇談会ほか (資料4 糸魚川東保育園行事予定表(令和7年度))			

2 施設の規模

敷地	面積 3,268 m ²		
建物	木造	平屋建	延床面積 1,311.20 m ²
施設の内容	乳児室	面積	34.78 m ²
	ほふく室	面積	127.81 m ²
	保育室	面積	292.03 m ²
	遊戯室	面積	247.60 m ²
	医務室	面積	14.91 m ²
	その他	面積	594.07 m ²
	園庭	面積	1,060.00 m ²

3 保育士等の職員体制

職 名	人 数
施設長（園長）	1 人
園長代理	2 人
主任保育士	2 人
保育士、パート保育士	17 人
調理員	4 人
その他	6 人

4 開園時間等

提 供 す る 曜 日	月曜日から土曜日まで
開園時間（カッコ内は土曜日）	7 時 30 分～18 時 30 分 （8 時～11 時 30 分）
原則的な保育時間（カッコ内は土曜日）	8 時～16 時（8 時～11 時 30 分）
休園日	年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） 及び日曜日・祝日

5 財産一覧

- (1) 土地 課税標準額 174,370,020 円
(机上の地積測量による面積 4,662.30 m²で試算)
- (2) 建物 課税標準額 24,293,366 円
- (3) 備品購入総額 40,799,324 円（資料 7 設備、備品等一覧表）
- (4) 近年の大規模修繕等

年度	工事名	工事費	備 考
R 4	GHP 室外機更新	25,025,000 円	室外機 4 台
R 7	GHP 室内機更新(一部)	5,280,000 円	室内機 6 台
//	床暖房機器修繕	627,000 円	
R8(予定)	GHP 室内機更新(予定)	未定	室内機 19 台

6 運営費（市施設カルテ）

（単位：千円）

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人件費	57,120	57,120	57,120
光熱水費、修繕費	5,870	6,121	5,741
通信料、保険料等	297	471	408
委託料	556	630	555
使用料、賃借料	86	271	141
その他経費	11,412	9,874	11,182
合 計	75,341	74,487	75,147

別紙2 糸魚川市立糸魚川東保育園 公私連携保育法人審査基準

1 評価の方法

- (1) 審査員が記名式にて、5の審査基準表に定める項目ごとに5段階評価を行う。(1人100点満点)
- (2) 各審査員の評価により総合点が最も高い者を運営法人として指定する。ただし、各審査員の平均点(小数第2位未満切り捨て)が合格基準点に満たない場合は、審査会が求める基準を満たしていないものとして、不合格とする。(合格基準点:各審査員の平均点60点)

2 5段階評価

評価	非常に良い	良い	普通	悪い	非常に悪い
5点	5	4	3	2	1
10点	10	8	6	4	2

3 同点の場合

合格基準点を満たした上で点数が同じ場合は、出席審査員の多数決により決し、同数のときは、審査員長の決するところによる。

4 その他

応募した運営法人については、園によって園の運営方法や、特定教育・保育内容が異なる場合があるので、園ごとに評価を行う。

5 審査基準表

項目	評価視点
経営等に関する事項	① 特定教育・保育施設の十分な運営実績はあるか ② これまでの園の保育の特色に魅力を感じるか ③ 応募動機や目的が明確で適切か ④ 法人の運営方針は児童福祉を重要として適切か ⑤ 資金計画は十分な保有資産等を有し、安全運営されるか
運営に関する事項	① 教育・保育理念はこども一貫教育基本方針に沿って適切か ② 地域との連携の実績・計画等は適切か ③ 事故防止及び安全対策など危機管理対策は適切か ④ 感染症対策は適切か

項目	評価視点
教育、保育 内容に関する事項	① 職員同士が協力しやすい環境となっているか ② 開所時間は現行以上となっているか ③ 開所日は現行以上となっているか ④ 利用定員は現行以上となっているか ⑤ 障がい児保育に係る人材配置や環境整備が提案され、その取り組む姿勢が適切か ⑥ 教育・保育に対する独自の創意工夫が提案されているか ⑦ 教育・保育の質を向上させる職員研修の取組みがされているか ⑧ 評価の取組みが適切か
職員配置 に関する事項	① 保育教諭等の年齢や経験年数に配慮した構成や配置計画が適切か ② 法人代表者は、社会福祉事業の熱意と識見を持っているか ③ 施設長予定者は、社会福祉事業の熱意と識見を持っているか ④ 主幹保育教諭予定者は、社会福祉事業の熱意と識見を持っているか ⑤ 市の会計年度任用職員が移管後就労を希望する場合の対応や給与水準等は適切か
給食に関する事項	① 自園での給食調理の体制がとれているか ② アレルギー対応や宗教対策について配慮されているか ③ 給食の質を向上させる職員研修の取組みがされているか ④ 食育に関する取組みや、献立等を工夫する提案がされているか
引継ぎに関する事項	① 引継ぎ方法は適切か ② 引継ぎ期間は適切か ③ 引継ぎ保育中の職員体制が確保されているか ④ 保育内容を引き継ぐことに関し、理解し、誠実に取り組んでいるか
保護者等の対応に関する事項	① 保護者及び地域の対応について、誠実に取り組もうとしているか ② 苦情処理の体制は整っているか ③ 現行より保護者の経済的負担が増えるか、増える場合の対応は適切か ④ 園児の情報を保護者と園とで共有できるよう配慮されているか

別紙3 糸魚川東保育園 引継ぎ保育等仕様書

1 基本事項

引継法人の職員が確実に糸魚川東保育園で実施されている保育内容等を継承することが出来るよう、引継法人は、以下の事項に留意し、引継ぎを受けること。

- (1) 引継ぎ保育に従事する職員は、引継法人の職員として民営化後の糸魚川東保育園に従事する予定の職員とすること。
- (2) 園児の最善の利益を考えること。
- (3) 園児一人一人の適応状況に配慮し、個性を大切にすること。
- (4) 糸魚川東保育園の施設利用者と積極的にコミュニケーションを図ること。
- (5) 保育内容の引継ぎについては、通常の保育内容とし、専門講師等による指導等は除くものとする。
- (6) 引継法人は引継ぎ保育に従事する職員の心身の健康管理を行い、常に健康面への配慮を怠らないようにすること。

2 業務の範囲

本業務は、資料3糸魚川東保育園保育課程（令和7年度）を基本として、その保育理念の理解や保育内容等の継承、施設利用者との信頼関係を構築することが目的であり、園運営等に関する業務を行うものではない。

3 進捗状況の管理について

- (1) 引継法人は、本仕様書に沿って引継ぎ保育を実施すると共に各職員の進捗状況及び引継いだ内容の把握に務めること。なお、引継ぎ保育の実施内容については進捗状況等に応じ、本市と十分に協議の上、都度調整すること。
- (2) 引継法人は、本仕様書に定めた内容について、糸魚川東保育園の園長とともに引継ぎ保育進捗確認表の項目に基づき、月に1度以上、進捗状況の確認を行うこと。
- (3) 引継法人は、進捗状況の報告として、前項に定める確認に基づき、引継ぎ保育進捗確認表を作成し、業務に従事した月の当月末までに提出すること。
- (4) 引継法人は、従事する月の前月末までに引継ぎ保育に従事する職員の出勤予定表を本市へ提出すること。また、出勤予定表の作成にあたっては労働関係法令等を遵守し、本仕様書に基づき、作成すること。なお、出勤予定表の作成については、糸魚川東保育園の園長と十分に協議して作成すること。

4 業務従事者の配置について

- ・引継ぎに従事する者は、最大5人とし、施設長予定者（園長候補）を含むものとする。
- ・各従事予定者について、引継ぎ前期の開始までに業務に従事する者の名簿を本市へ提出すること。

- (1) 施設長予定者 1人
- (2) 主任保育士予定者 1人以下
- (3) 保育士、看護師及び事務員予定者 3人以下

(4) 調理員予定者 2人以下

- ・配置する職員については、原則として、別に定める「資料1 糸魚川東保育園 運営仕様書」に記載の条件を満たしていることを前提とし、心身ともに健康であり、本引継ぎ保育の目的を十分に理解し、それらの達成が可能と見込まれる者を配置すること。
- ・引継ぎ保育に従事する者が、引継ぎ保育期間中に他園に在職している場合は、当該在職している園の保育に支障が出ないように留意すること。
- ・引継法人の都合により、引継ぎ保育に従事する職員を変更してはならない。やむを得ない理由で、従事する職員を変更する場合、事前に本市と書面を用いて協議を行い、理由も併せて保護者に通知すること。
- ・前項により職員が変更となる場合、速やかに代わりの職員を配置し、引継ぎ保育に支障が生じないようにすること。また、これまでに受けた引継ぎ内容は引継法人の責において、代わりの職員に継承させること。なお、それに係る経費については、引継法人の負担とする。
- ・施設長予定者及び主任保育士予定者については、引継ぎ保育の期間中において、引継ぎ保育が完了されるよう引継ぎ保育に従事する職員の管理を行うこと。

5 事業実施

- (1) 引継ぎ保育期間中に実施される保育及びこれに関連する事業に関しては、糸魚川東保育園の職員と引継法人の引継ぎ保育に従事する職員が相互に協力しこれに携わること。
- (2) 引継ぎ保育期間中に保護者から質問等を受けた場合は、糸魚川東保育園の職員に確認し、対応すること。